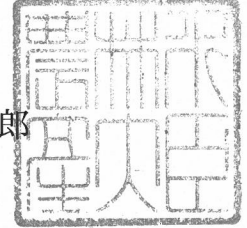


2 農振第 2084 号  
令和 2 年 11 月 10 日

全国町村会会長 荒木 泰臣 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議に  
ついて (回答)

令和 2 年 11 月 6 日、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の連名により提出された「農用地区域内農地面積の目標について (案)」及び「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準 (案)」に対する地方の考え方について、別紙のとおり回答する。

## 地方の考え方に対する農林水産省の回答

地方の考え方	回 答
<p>1. 面積目標の変更及び達成状況の検証のあり方</p> <p>○ 現行の国の面積目標の目標値と現時点での実績値とを要因ごとに比較検証し、未達成となっている事項について原因分析を十分に行い、その結果を都道府県と共有する必要がある。その上で、今回の国の面積目標の変更に際しては、目標を達成できるよう、既存の施策の制度改善を図るとともに、新たな施策を実施するなど、実効性のある施策を検討、実施すべきである。</p>	<p>国の面積目標（案）の設定に当たっては、直近5ヶ年（平成27年～令和元年）における目標の達成状況を勘案しつつ、食料・農業・農村基本計画に位置付けられた各種施策の活用等も考慮して、目標として現実的な数値を設定したものと認識しており、都道府県に対しこれらの説明を行ったところである。</p> <p>優良農地の確保のため、引き続き、荒廃農地の発生防止・解消に関する施策の実施や農業振興地域制度の適切な運用等、国、都道府県、市町村が一体となった取組が必要である。</p> <p>国としても地域の声十分に耳を傾けながら、目標の達成に向けて必要な施策や予算の確保に最大限努めていくので、都道府県、市町村においても農地の確保に向けた最大限の取組をお願いしたい。</p>
<p>○ 国の面積目標と設定基準に基づき各都道府県が積み上げた目標面積との間に相違がある場合には、国は地域の実情を十分に踏まえた要因分析等を行い、引き続き地方の意思を尊重し、協議を行うべきである。</p>	<p>都道府県の基本方針における面積目標の設定に当たっては、引き続き都道府県の意見を十分に聴きながら、協議に対応していく考えである。</p> <p>なお、協議を円滑に進めるためには、算定根拠について、特に都道府県独自のものを用いる場合には、十分な説明をお願いしたい。</p>
<p>○ 国・都道府県の目標達成状況を評価する際には、目標値と実績値を単純に比較するのではなく、目標の期間内の施策の進捗状況や目標の期間内に生ずる社会情勢の変化等を十分に加味するべきである。</p>	<p>目標の達成状況については、設定された目標値と実績値を単純に比較することのみをもって評価を行うことは考えていない。</p> <p>対外的な説明においても、都道府県との間で、地方の実情を十分に踏まえた調整をした上で、国としても説明責任を果たしていく考えである。</p>

地方の考え方	回 答
<p>2. 農用地区域への編入促進</p> <p>○ 現行の国の面積目標では年平均0.63万ha(現行の目標の施策効果6.9万haの11年間の平均)の編入を図るとされているが、初年度から一貫して目標未達成となっている。しかし、新たな国の面積目標(案)では現行の目標と同様に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 20ha以上の集团的農地</li> <li>－ 10ha以上20ha未満の集团的農地の内、基盤整備が実施されている農地</li> </ul> <p>は全て編入されると見込んでいる。これは、現状におけるすう勢から乖離したものである。</p> <p>○ 地方としても、基盤整備実施済の農地はもとより、その他の農振白地地域の農地の編入にも積極的に取り組んでいくが、その目標は、農業生産基盤の保全、整備及び開発の見地から、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとするべきである。</p> <p>○ それでもなお、国が現状のすう勢を上回る目標を提示するのであれば、農用地区域への編入促進に係る新たな施策により、農用地区域であることによる有利性を更に高めるとともに、地方における施策の進捗状況・見込みを踏まえた上で算定するべきである。</p>	<p>国の面積目標(案)については、平成21年の農振法施行令改正により設定要件に該当することになった10ha以上20ha未満の集团的農地については、基盤整備済農地に限定した上で、当該改正前から設定要件に該当していた20ha以上の集团的農地については、全て編入するという考えに沿ったものであり、御理解いただきたい。</p> <p>なお、都道府県の面積目標の設定に当たっては、基本的には、国の面積目標(案)の算定方法を踏まえて算定していただきたいと考えるが、都道府県において地域の実情を踏まえて独自の考え方を採ることも可能である。</p> <p>国としても地域の声に十分に耳を傾けながら、農用地区域内農地の更なる農業上の利用の促進に向け、必要な施策や予算の確保に最大限努めていくので、都道府県、市町村においても農地の確保に向けた最大限の取組をお願いしたい。</p>

地方の考え方	回 答
<p>3. 荒廃農地の発生防止</p> <p>○ 地方としても、農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積・集約化による施策効果は、荒廃農地の発生防止効果においても見込むべきであると考え。一方、基盤整備が実施されていない等、条件の整っていない農地も存在していることを踏まえると、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化の加速化が一律に進むと見込む算定方法は、実態と乖離している。農地中間管理機構による担い手への集積・集約化の実施状況を検証した上で、現実を踏まえた適切な施策効果を見込むべきである。</p>	<p>農地の状況が個々の農地により異なることは御指摘のとおりであるが、国の面積目標（案）は、全国の農用地区域内の農地全体を対象に算出するものであることから、担い手の農地利用面積を全農地の8割とする国の政策目標を用いることとしている。</p> <p>推進の核となる農地中間管理事業については、担い手への農地利用の集積・集約化を加速化するため、令和元年に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）を改正したところであり、新たな制度の下で、人・農地プランの実質化の促進及びそれに向けた基盤整備等を実施することとしている。</p> <p>また、都道府県の荒廃農地の発生防止の効果の算定に当たっては、都道府県ごとの担い手への農地利用の集積・集約化の目標を用いる等、都道府県ごとの違いを反映したものとなると考えている。</p> <p>いずれにしても、御懸念の向きを踏まえ、地域の声に十分に耳を傾けていく所存であるが、都道府県において地域の実情を踏まえた独自の算定を行う際には、十分な説明をお願いしたい。</p>
<p>○ それでもなお、国が現状の集積実績に基づくすう勢を上回る目標を提示するのであれば、すう勢と目標が乖離している原因を分析し、制度改善を図るとともに、地方の意見を聞き、地域の実情に即した新たな施策を実施する等、目標の達成に資する施策効果の一層の上積みを行うべきである。</p>	<p>荒廃農地の発生防止を始めとした農地の確保のためには、国、都道府県、市町村が一体となった取組が必要である。</p> <p>国としても地域の声に十分に耳を傾けながら、目標の達成に向けて必要な施策や予算の確保に最大限努めていくので、都道府県、市町村においても農地の確保に向けた最大限の取組をお願いしたい。</p> <p>なお、現在、当省では「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を設置し、放牧等の少子高齢化・人口減少に対応した多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みについて検討しているところである。</p>

地方の考え方	回 答
<p>4. 荒廃農地の解消</p> <p>○ 新たな国の面積目標（案）では再生利用が可能な荒廃農地（転用等が見込まれる面積を除く）について一律に解消されると見込んでいるが、中山間地の果樹等の永年作物による農地など条件の悪い農地で、すでに荒廃農地となっている農地の集積は困難であり、地域性や地方における施策の進捗状況・見込みを踏まえた上で算定すべきである。</p> <p>○ 現行の国の面積目標では、荒廃農地の再生の面積目標を「農用地区域内の再生可能な荒廃農地面積」の6割として算定しているのに対し、新たな国の面積目標（案）では、転用等が見込まれる面積を除き、再生利用が可能な荒廃農地が全て解消される前提で算定しているが、算定方法が変更となった理由を示されたい。</p>	<p>中山間地域等においては、農業生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度等が措置されていることから、国の目標としては地域差を設けずに設定することが適切と考えている。</p> <p>国の面積目標（案）の算定方法については、再生利用が可能な荒廃農地は、各種施策を活用して農地に復旧して利用することが基本であることから、令和元年時点における再生利用が可能な荒廃農地のうち転用等が見込まれる面積を除いた4.8万haを解消することとしたものである。</p> <p>また、この解消面積については、年当たりになると0.44万ha/年となり、直近5ヶ年（平成27年～令和元年）における荒廃農地の解消面積のうち営農再開に至った0.40万ha/年と比較しても、過大なものとはなっていないと考えている。</p> <p>いずれにしても、御懸念の向きを踏まえ、地域の声に十分に耳を傾けていく所存であるが、都道府県において地域の実情を踏まえた独自の算定を行う際には、十分な説明をお願いしたい。</p>
<p>○ 荒廃農地の解消を進めるに当たって、荒廃農地の再生及び利用に係る新たな施策を実施した上で、施策効果の上積みを行うべきである。</p>	<p>荒廃農地の解消を始めとした農地の確保のためには、国、都道府県、市町村が一体となった取組が必要である。</p> <p>国としても地域の声に十分に耳を傾けながら、目標の達成に向けて必要な施策や予算の確保に最大限努めていくので、都道府県、市町村においても農地の確保に向けた最大限の取組をお願いしたい。</p> <p>なお、現在、当省では蜜源作物の栽培や放牧など粗放的な利用方策等に対する農地の簡易な整備等の支援対策について、令和3年度予算概算要求を行っているところである。</p>

地方の考え方	回 答
<p>5. 求積手法の精度向上等</p> <p>○ 直近5年間の農用地区域内農地の増減を要因別に見ると、「その他」が増加で約2.2万ha（全増加要因の約29%）、減少で約-5.3万ha（全減少要因の約43%）となっており、増減要因の中で大きな割合を占めている。この「その他」の主な要因は求積手法の精度向上等によるものであり、今後も農用地区域内農地面積の管理や面積精度の向上により面積の増減が発生する可能性がある。したがって、「その他」の増減はすう勢、施策効果によるものではないが、より実態に即した目標を設定するため、国の面積目標の算定においても考慮することが適切である。</p>	<p>「その他」の増減は、最新の土地登記簿等の正確な農地情報との整合を図るなど、求積手法の精度向上等によって生じるものであり、これまでのすう勢に施策効果を加味する考え方を適用することは困難なことから、国の面積目標（案）において考慮していない。</p> <p>また、「その他」の増減面積の合計は、平成27年：▲1.12万ha、平成28年：▲0.66万ha、平成29年：▲0.60万ha、平成30年：▲0.46万ha、令和元年：▲0.26万haと、その発生が減少傾向にあると考えている。</p> <p>なお、「その他」の増減については、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、その発生を早期に軽減することができると考えられることから、農用地等の確保等に関する基本指針（案）の「第4 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項」において、その取組の推進を位置付けることとしている。</p>

地方の考え方	回 答
<p>6. その他</p> <p>○ 農地は食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能を果たしている有限で貴重な資源であるという観点等、全国的な立場から国の面積目標を定めることは、十分に認識しているが、設定基準に基づき設定される「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標」については、各都道府県が算定した数値を引き続き十分に尊重すべきである。</p>	<p>「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標」の設定に当たっては、都道府県が算定した数値を尊重する考えであるが、協議を円滑に進めるためにも、算定根拠等の提示をお願いする。</p>
<p>○ 食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能の維持等の基礎となる農地面積の把握については、地域ごとの実情により正確に反映されていない可能性があることを国と地方が認識を共有する必要がある。</p>	<p>農用地区域内の農地面積の把握等について、課題があることは承知している。</p> <p>このため、課題があることを認識しつつ施策を展開するとともに、定期見直し等により農地の面積や利用状況をできる限り正確に把握することが必要と考える。</p> <p>なお、上記5. のとおり農地の面積や利用状況を正確に把握するため、デジタル化の積極的な推進等を図ることとしている。</p>
<p>○ 今般の書面協議の成果が十分でないと判断した場合や、今後の制度運用において、農林水産大臣と都道府県知事、市長及び町村長の代表者との対面の協議の場の開催が必要と判断した場合、地方は対面形式での協議の場の開催を求めるので、誠実に対応いただきたい。</p>	<p>引き続き、平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場については、対面、書面の形式にかかわらず対応させていただく所存である。</p>